

阪南市空き家・空き地草刈協力事業者等登録制度要領

第1条 阪南市空き家・空き地草刈協力事業者等登録制度要綱（以下「要綱」という。）第3条第1項第8号に規定するその他市長が定める事項は、要綱様式第1号の標準的な草刈作業の見積額が1㎡あたり200円以下であることとする。ただし、標準的な草刈作業とは、作業の実施にあたり特段障害となる要素（車の横付不可、急傾斜地等）がなく、100㎡から200㎡の土地で夏場に高さ1.0mから1.5mの雑草が繁茂している状況での草刈作業とする。

第2条 要綱第5条に規定する登録の有効期間及び当該期間の起算日は、要綱第4条第3項の規定による登録が行われた日の属する年度の4月1日から起算して2年とする。ただし、現に登録を受けている他の協力事業者等の有効期間の満了日までの期間が1年以内であるときに新たに登録が行われた場合は、当該登録の有効期間は1年とする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年3月10日から施行する。